

議案第61号 説明資料

幕別町普通河川管理条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町普通河川管理条例 (平成12年 3 月24日 条例第 2 号) 第 1 条～第20条 略 <u>(占用料等)</u> 第21条 町長は、第 8 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号の規定による許可を受けた者から別表により算出して得た額の占用料又は採取料（以下「<u>占用料等</u>」という。）を徴収することができる。この場合、算出して得た額が100円未満のものにあつては、100円とする。ただし、国、道又は市町村が収益を目的としない事業のためにする場合は、この限りでない。 2 前項ただし書きの場合のほか、町長が特別の事由があると認めるときは、町長は<u>占用料等を減免することができる。</u> 第22条～第26条 略 別表（第21条関係） 1 略 2 <u>土石採取料その他の河川産物採取料</u>	○幕別町普通河川管理条例 (平成12年 3 月24日 条例第 2 号) 第 1 条～第20条 略 <u>(占用料等の徴収及び減免)</u> 第21条 町長は、第 8 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号の規定による許可を受けた者から別表により算出して得た額の占用料、採取料及び使用料（以下「<u>占用料等</u>」という。）に、当該額に消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額を加算した額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）を徴収することができる。ただし、第 8 条第 2 号に規定する行為の許可期間が 1 月以上であるものについては、別表により算出して得た額の占用料等（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。 2 前項の規定にかかわらず、国、道又は市町村が収益を目的としない事業のためにする場合その他町長が特別な事由があると認める場合は、この限りでない。 第22条～第26条 略 別表（第21条関係） 1 略 2 <u>土石採取料その他の河川産物採取料</u>

現 行 条 例					改 正 条 例						
番号	区分	単位	単価	摘要	番号	区分	単位	単価	摘要		
1	土砂	1 立方メートル	140円40銭		1	土砂	1 立方メートル	130円			
2	砂	ル	172円80銭		2	砂	ル	160円			
3	切込砂利		172円80銭		3	切込砂利		160円			
4	砂利		172円80銭	栗石を含む。	4	砂利		160円	栗石を含む。		
5	玉石		226円80銭		5	玉石		210円			
6	転石		961円20銭		6	転石		890円			
7	芝草	1 平方メートル	54円		7	芝草	1 平方メートル	50円			
8	木杭	1 束	108円	胴径 30センチメートル 元口径 4センチメートル以内 長さ 1.2メートル以内	8	木杭	1 束	100円	胴径 30センチメートル 元口径 4センチメートル以内 長さ 1.2メートル以内		
9	粗朶		64円80銭	胴径 30センチメートル 長さ 3.5メートル	9	粗朶		60円	胴径 30センチメートル 長さ 3.5メートル		
10	帯梢	1 束 (25本)	108円	1 本につき 元口径 3センチメートル 長さ 3.5メートル	10	帯梢	1 束 (25本)	100円	1 本につき 元口径 3センチメートル 長さ 3.5メートル		
11	凍氷	100 キロ グ ラ	54円		11	凍氷	100 キロ グ ラ	50円			
12	雑草	ム	75円60銭		12	雑草	ム	70円			
13	その他		時価		13	その他		時価			
備考 1 件が 1 立方メートル、1 平方メートル又は 100 キログラム未満のものである場合は、1 立方メートル、1 平方メートル又は 100 キログラムとして計算する。					備考 1 件が 1 立方メートル、1 平方メートル又は100キログラム未満のものである場合は、1 立方メートル、1 平方メートル又は100キログラムとして計算する。						
3 流水占用料(年額)					3 水利使用料						
番号	区分	単位	期間	単価	摘要	番号	区分	単位	期間	単価	摘要
1	鉱工業用水	毎秒0.1立方メートル	1 年度又は 1 使用期間	369,360円	鉱工業営業に必要な一切の用水	1	鉱工業用水	毎秒0.1立方メートル	1 年度又は 1 使用期間	342,000円	鉱工業営業に必要な一切の用水
2	汽かん冷却用水			69,120円		2	汽かん冷却用水			64,000円	
3	農産物加工用水			34,560円	農業者自身が自家生産物を直接加工	3	農産物加工用水			32,000円	農業者自身が自家生産物を直接加工

現 行 条 例						改 正 条 例					
					<u>するために必要な 用水に限る。</u>						<u>するために必要な 用水に限る。</u>
<u>4</u>	<u>魚族養殖 用水</u>			<u>102,600円</u>		<u>4</u>	<u>魚族養殖 用水</u>			<u>95,000円</u>	
<u>5</u>	<u>鉱泉用水</u>	<u>1口</u>	<u>1年度</u>	<u>類似の土地の価格 に100分の 5を乗じて得た額 に100分の 108を乗じて得た額</u>	<u>土地占用料を徴収 しない場合に限 る。</u>	<u>5</u>	<u>鉱泉用水</u>	<u>1口</u>	<u>1年度</u>	<u>類似の土地の価格 に100分の 5を乗じて得た額</u>	<u>土地占用料を徴収 しない場合に限 る。</u>
<u>6</u>	<u>その他の 用水</u>	<u>毎秒0.1立方 メートル</u>	<u>1年度又は 1使用期間</u>	<u>69,120円</u>		<u>6</u>	<u>その他の 用水</u>	<u>毎秒0.1立方 メートル</u>	<u>1年度又は 1使用期間</u>	<u>64,000円</u>	
備考 1 1件が0.01立方メートル未満のものである場合は、0.01立方メートルとして計算する。 2 占用の期間が1年未満であるとき又は占用の期間の1年未満の端数があるときは、月割りをもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは、1月とみなして計算する。 3 期間の欄中「1使用期間」とは、毎年度における水利使用に係る操業期間をいう。						備考 1 1件が0.01立方メートル未満のものである場合は、0.01立方メートルとして計算する。 2 占用の期間が1年未満であるとき又は占用の期間の1年未満の端数があるときは、月割りをもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは、1月とみなして計算する。 3 期間の欄中「1使用期間」とは、毎年度における水利使用に係る操業期間をいう。					